

司書教諭講習科目の再検討
～20年間の時間経過を踏まえて～

Status and Issues Regarding Teacher Librarian Training Program:
Based on the Changes of 20 Years

西尾 純子[†] 川瀬 綾子^{††} 北 克一^{†††}
KAWASE Ayako[†], NISHIO Junko^{††}, KITA Katsuichi^{†††}

抄録：2016年11月、文部科学省は全国の国公立大学等に対して「学校司書のモデルカリキュラム」について(通知)を送っている。また、同省は、同月に各都道府県教育委員会等に宛てて「学校図書館の整備充実について(通知)」を発し、その別添資料として「学校図書館ガイドライン」及び「学校司書のモデルカリキュラム」を示している。背景には、学校図書館法の一部改正、及び、これを受けての「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」による「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」がある。

本稿では、1998年3月の司書教諭講習規定の改正により1999年度より実施されてきた講習科目、5科目10単位について、「学校司書のモデルカリキュラム」との比較等を進めながら、その今日的なありべき姿を探る。

キーワード：司書教諭講習科目、学校司書のモデルカリキュラム

Keywords：Training Program for Teacher Librarian, Model Curriculum for School Librarian

1. はじめに

現在の司書教諭講習の5科目10単位の枠組みは、1997年6月の学校図書館法の一部を改正する法律の制定を受けて、1998年3月の司書教諭講習規定の改正により1999年度より実施されてきた。

この講習規定の改正は、「学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議」報告(1998年2月28日)の趣旨を踏まえ、司書教諭講習の科目、内容等を改善し、司書教諭の資質向上を図り、学校教育の一層の充実を期するものであった。

なお、大学等におけるいわゆる司書教諭課程の科目枠組みも、この司書教諭講習規定に準拠するものとして取り扱われてきた。

その主な変更点は、(1) 受講資格に、教諭の普通免許状の保持者に加えて、大学に2年以上在学

する学生で62単位以上を取得したのも受講可能とした。(2) 司書教諭講習の科目内容等を改正し、5科目10単位としたこと。(3) 実務経験による単位軽減措置については、経過措置期間をおいたうえで廃止することとした、である¹⁾。

2. 情報メディア環境の変容：1998 to 2018

1998年3月の司書教諭講習規定の改正から、2018年半ばの現在までに、私たちを取り巻く情報メディア環境は、激変とでも呼べる大きな変容があった。

底流には情報のデジタルへの収束とネットワーク流通があるが、ここではそれに対する社会の受容という側面から、1990年代後半から現在までの情報メディア環境の変容を素描しておきたい。

2.1 社会における情報メディア環境の変容

本節では、1990年代以降の社会における情報メディア環境の変容を時系列で素描しておきたい。すさまじいまでの時代の息吹が感じられる。なお、

[†]龍谷大学

^{††}京都外国語大学等

^{†††}大阪市立大学

個々の項目については解説を省く。

1990.2 ARPANET 終了
1991.8 世界初の Web サイト誕生(CERN)
1993.1 Mosaic 公開(M.アンドリュース)
1994.2 HTML Ver1.0 公開
1994.2 Yahoo! 誕生
1994.7 Amazon.com 創業
1994.10 米国ホワイトハウス Web サイト開設
(クリントン家の犬、ソックス)
1994.12 Netscape Navigator 公開
1995.7 Amazon.com サービス開始
1995.8 MS Windows95, Internet Explorer1.0
1995.9 NSFNET 終了
1996.2 1996 年通信法が成立
(Telecommunications Act of 1996)
J.P.バーロウ「サイバースペース独立宣言」
1996.7 HotMail サービス
1997.9 Google 検索登場
1998.7 MS Windows98
1999.5 Napster サービス開始
2000.2 MS Windows2000
2001.1 Wikipedia プロジェクト始動
2001.11 MS WindowsXP
2003.7 MySpace 設立
2003.8 Skype リリース開始
2004.2 Flickr 開始
Facebook 誕生
2005.2 YouTube 誕生
2006.3 Amazon Web Services(AWS)サービス
開始
2006.6 Twitter 設立
2007.1 ウィキリークスの存在が公表される
2007.3 Ustream サービス開始
2008.7 Apple、AppStore 開始
2008.10 Android Market 開始
2009.10 MS Windows7
2010.4 ネットメディア ProPublica、ピューリッ
ツァー賞受賞
2011.6 LINE サービス開始
2012.4 ブログ Huffington Post、ピューリッ
ツァー賞受賞

2012.10 MS Windows8

2013 頃 日本では「炎上」が続出

2014.10 W3C HTML5 を勧告として公開

2015 MS Windows10 無償 DL 開始

2016.3 Google AlphaGo トッププロ棋士に勝利
Pokemon Go 世界的流行

2.2 学校教育環境の情報化

本節では、近年の学校教育環境における情報化について俯瞰する。

2.2.1 「2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会 最終まとめ」

2016 年 7 月 28 日、文部科学省が設置した 2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会による「2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会 最終まとめ」(以下、「懇談会まとめ」)が公表された²。

「懇談会まとめ」では、「I 2020 年代の教育の情報化の目指すもの」の「(1) 課題設定と施策目標」の骨子として「子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、(中略)何が重要かを主体的に考え、他者と協働しながら新たな価値の創造に挑むとともに、新たな問題の発見・解決に取り組んでいくこと」としている。また、これに対する「(2) アクションプラン」の骨子では、「いかに教員の指導力を向上させ、子供の資質・能力を高めるか、そのために必要な環境は何かといった、あるべき教育現場の姿を踏まえ、2020 年代に向けた教育の情報化を推進する。」としている。

2.2.2 「教育の情報化加速化プラン～ICT を活用した「次世代の学校・地域」の創生」

「懇談会まとめ」での議論を受け、2016 年 7 月 29 日に文部科学省は「教育の情報化加速化プラン～ICT を活用した「次世代の学校・地域」の創生」(以下、「加速化プラン」)を公表している³。

「加速化プラン」では以下、6 点の取組施策を展開している。

(1) 2020 年代の「次世代の学校・地域」における ICT 活用のビジョン等の提示

(2) 授業・学習面での ICT の活用

(3) 校務面での ICT の活用

- (4) 授業・学習面と校務面の両面での ICT の活用
- (5) 教員の指導力の向上や地方公共団体・学校における推進体制
- (6) ICT による学校・地域連携

2.2.3 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ

2016年12月16日、文部科学省は、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議による「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ」を公表している⁴。

検討事項は(1)教科書の意義、形態など、教科書の基本的な在り方に関する事、(2)いわゆる「デジタル教科書」の教育効果及びそれを踏まえた制度的な位置付けや費用負担の在り方等に関する事、の2点である。

2.2.4 学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議「学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」

「加速化プラン」を踏まえ、学校の ICT 環境整備の在り方の検討及び地方公共団体の ICT 環境整備計画の策定促進等を図る観点から、「学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議」が発足し、2017年8月2日に「学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」(以下、「ICT 最終まとめ」)が公表された⁵。

主な検討事項は、(1) 効果的に ICT を活用した学習場面等について、(2) 学校における ICT 環境整備の在り方について、(3) 地方公共団体における ICT 環境整備計画の策定促進に向けた方策について、の3点である。

2.2.5 「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画 (2018～2022 年度)」

新学習指導要領での ICT 教育への提言を受け、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画 (2018～2022 年度)」を策定、2018～2022 年度まで単年度 1,805 億円の地方財政措置を講じることが 2018 年 4 月に示された⁶。2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針で目標とされ

ている水準は以下の通りである。

- (1) 学習者用コンピュータ：3 クラスに1クラス分程度整備
- (2) 指導者用コンピュータ：授業を担当する教師 1 人 1 台
- (3) 大型提示装置・実物投影機：100%整備 各普通教室 1 台、特別教室用として 6 台 (実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- (4) 超高速インターネット及び無線 LAN：100% 整備
- (5) 統合型校務支援システム：100%整備
- (6) ICT 支援員：4 校に 1 人配置
- (7) 上記のほか、学習用ツール、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバー、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備⁷

2.2.6 第 3 期教育振興基本計画を踏まえた、新学習指導要領実施に向けての学校の ICT 環境整備の推進について (通知)

2018 年 7 月 12 日に文部科学省は各都道府県教育委員会教育長、及び各指定都市教育委員会教育長に宛てて、「第 3 期教育振興基本計画を踏まえた、新学習指導要領実施に向けての学校の ICT 環境整備の推進について (通知)」を発している⁸。

大多数の教育現場での ICT 環境整備の不十分さや地域による格差を見据えての通達である。

2.3 学校図書館の情報環境変化

2018 年 8 月 3 日現在、文部科学省の HP には、平成 14～平成 28 年度までの学校図書館に関する調査結果が公表されている⁹。平成 20 年度を境に 2 年おきに学校図書館に関する調査が行われている。以下、学校図書館における情報環境変化に関する調査部分を概観する。

平成 14 年度～平成 16 年度までは、学校図書館の情報環境については、(1) 学校図書館の蔵書のデータベース化の状況 (蔵書を DB 化しているか) についてのみを調査している。

平成 17 年度～平成 22 年度は、(1) 学校図書館の蔵書のデータベース化の状況 (蔵書を DB 化しているか、当該電子管理を活用して貸出・返却を

行っているか)が調査されている。

平成24年度及び平成26年度では、(1) 学校図書館の蔵書のデータベース化の状況(蔵書をDB化しているか、当該電子管理を活用して貸出・返却を行っているか)、(2) 学校図書館へのコンピューター整備(児童生徒が使用可能なコンピューターを整備している学校数、児童生徒が使用可能なコンピューターの整備台数、うちインターネットに接続している台数)を調査している。

平成28年度は、(1) 学校図書館の蔵書のデータベース化の状況(蔵書をデータベース化しているか、当該電子管理を活用して貸出・返却を行っているか)、(2) 学校図書館と情報メディア機器の整備状況(情報メディアを活用できる部屋(コンピュータ室等)が一体的に整備されているか(隣接して整備している場合を含む)、児童生徒がインターネットの使用ができる機器が整備されているか、資料管理・資料返却用のみに使用される情報メディア機器が整備されているか)が調査されている¹⁰。

年度を追って調査内容を確認すると、情報関連の項目が増加、詳細化していることが分かる。

ただし、最新の調査結果である平成28年度であっても、蔵書のデータベース化は100%に達しておらず、電子管理を活用して貸出・返却を行っている学校の割合は平均85.5%である。

また、情報メディアを活用できる部屋が一体的に整備されているかの問いでは、平均10.3%と依然僅かである。

更に、児童生徒がインターネットの使用ができる機器が整備されているかの問いに対しても平均14.8%と僅少である。学校図書館は紙媒体の資料を閲覧・貸出する場所という体制が未だに続いている。

一方、資料管理・資料返却用のみに使用される情報メディア機器が整備されているかの問いでは、平均38.4%に留まっている。

3. 司書教諭講習規程の位置づけ

本章では、司書教諭講習規程の位置づけを確認し、現行の司書教諭講習科目について考察を進める。

1997年3月改正の学校図書館法第5条(司書教

諭)では、次のように規定している。少し長文になるが、引用する。

第5条(司書教諭)

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かねばならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

この第5条(司書教諭)については、次のように解される。

(1) 第5条第1項は、司書教諭を「平成15年4月1日以降は、12学級以上の学校には必ず置かねばならない。」とした。

(2) 第2項では、「主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。」と規定されている。司書教諭は、教諭が担当する校務分掌の一つとして職務命令により発令される¹¹。

なお、この「教諭をもって充てる」との規定は、学校教育法施行規則に「教務主任及び学年主任は、教諭をもって、これに充てる」、「生徒指導主事は、教諭をもって、これに充てる」、「進路指導主事は、教諭をもって、これに充てる」と同様であり、司書教諭は、教諭が担当する校務分掌の一つとして職務命令により発令されることとなる。

よって、その発令は、当該学校の教職員のサービスを監督する一般的権限を有する教育委員会が行うか、または当該学校の校務をつかさどる地位にある校長が行うこととなる。

(3) 学校図書館法第2条により、司書教諭を置かねばならない学校は、次である。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校

の前期課程・後期課程、特別支援学校の小学部・中学部・高等部。

(4) 司書教諭配置の特例

「学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

すなわち、この附則の「平成 15 年 3 月 31 日までの間」については、任命対象となる司書教諭資格者の養成期間であり、発令猶予期間であった。

一方、この附則の「政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間」は、小規模校に関しての例外措置である。

次に「政令で定める規模以下の学校」を定めている政令を引用しておく。

学校図書館法附則第 2 項の学校の規模を定める政令(平成 9 年 6 月 11 日)

学校図書館法附則第 2 項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数(通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を 300 で除して得た数)(1 未満の端数が生じたときは、1 に切り上げる。)とを合計した数が 11 以下の学校とする¹²。

この政令により、全校で 11 学級以下の小規模校については、「当分の間」、司書教諭の配置義務が猶予されている¹³。

3.1 1998 年司書教諭講習規程の改正

1997 年 6 月の学校図書館法の改正を受けて、1998 年 3 月に司書教諭講習規程が改正され、1999 年 4 月 1 日から施行、新カリキュラムは 1999 年度から実施された¹⁴。

1998 年 3 月の講習規程の改正は、「学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議」報告(平成 10 年 2 月 28 日)の趣旨を踏まえ、講習の科目内容等を改善し、もって司書教諭の資質向上を図り、学校教育の一層の充実を目的としていた。

3.2 1998 年司書教諭講習規程の改正のポイント

1998 年司書教諭講習規程の改正のポイントは、

次の 3 点である。

- (1) 講習の受講資格に、大学に 2 年以上在学する学生で 62 単位以上を修得した者を追加した¹⁵。
- (2) 講習科目内容等を改めて、次の 5 科目とした。「学校経営と学校図書館」、「学校図書館メディアの構成」、「学習指導と学校図書館」、「読書と豊かな人間性」、「情報メディアの活用」。

この 5 科目の中で、「学校経営と学校図書館」は学校図書館の概論として以下の 4 科目の総論的位置づけ科目となっている。

そして「学校図書館メディアの構成」が資料論、情報資源組織法、「情報メディアの活用」が情報リテラシー(著作権等、情報モラルを含む)、情報検索、評価、咀嚼と発信が範疇である。両科目の対象は、情報資源でありいわゆるテクニカルサービスに属する。

一方、「学習指導と学校図書館」は、調べ学習のサポート等の教科学習に資する学校図書館の機能・役割等を扱い、「読書と豊かな人間性」は、人の自発的な「読み」を取り扱う。両科目はいわゆるパブリックサービスに属する。

なお、科目内容の詳細検討は、後に行う。

- (3) 学校図書館業務の実務経験による単位軽減措置について、1999 年 4 月 1 日から 2003 年 3 月 31 日までの 4 年間の経過措置期間をおいた後、廃止することとした¹⁶。

3.2 改正前の科目との比較

次に 1998 年の司書教諭講習規程の改正における 5 科目 10 単位と旧科目との比較、考察をしておく。

なお、科目対応は一意対応でなく、相互乗り入れの体をなしている。順に確認を進める。

- (1) 「学校経営と学校図書館」は、旧科目の「学校図書館通論」、「学校図書館の管理と運用」、「学校図書館の利用指導」に対応している。概ね、学校図書館概論の範疇であり、学校教育における「チーム学校」の中での学校図書館の位置づけの理解が基礎となる。

さらにこの位置づけの上で、学習センター、情報センター、読書センターの機能をどのよ

うに発揮していくかが課題である。

- (2) 「学校図書館メディアの構成」は、旧科目の「図書の整理」、「図書以外の資料の利用」、「図書の選択」に対応すると考えられる。主としてテクニカルサービスの範囲である。

単位数として見ると、内容は縮小していると考えられる。一方、旧科目から「図書以外の資料の利用」の要素も一部含み、学校図書館メディアセンターへの脱皮も示唆している。

- (3) 「学習指導と学校図書館」は、旧科目の「学校図書館の利用指導」に対応させるのが適切であろう。

旧科目の「学校図書館の利用指導」では働きかけの対象は児童生徒であったが、「学習指導と学校図書館」では、それと共に学校図書館を使用した授業を推進するために、教師をサポートすることを範疇としている。

また、授業に関してTTなどの形で、参加・協力をしていくことも視野としている。

- (4) 「読書と豊かな人間性」は、旧科目の「児童生徒の読書指導」、「学校図書館の利用指導」との対応が適切であろう。科目の内実としては、概ね変化はない。

- (5) 「情報メディアの活用」は、旧科目の「図書以外の資料の利用」が対応と考えられる。当該科目の検討時点では、CD-ROM等の媒体型電子資料の拡大が中心であった。

以上をまとめ、表1に「履修科目の新旧対応表」として示す。

表1 履修科目の新旧対応表

新科目		旧科目	
学校経営と学校図書館	2 単位	学校図書館通論	1 単位
		学校図書館の管理と運用	1 単位
		学校図書館の利用指導	1 単位
学校図書館メディアの構成	2 単位	図書の整理	2 単位
		図書以外の資料の利用	1 単位

		図書の選択	1 単位
学習指導と学校図書館	2 単位	学校図書館の利用指導	1 単位
読書と豊かな人間性	2 単位	児童生徒の利用指導	1 単位
		学校図書館の利用指導	1 単位
情報メディアの活用	2 単位	図書以外の資料の利用	1 単位

4. 司書教諭、学校司書の職務分担

文部科学省は、2008年10月22日、「子どもの読書活動サポーターズ会議 第10回概要」¹⁷の配布資料6「司書教諭及びいわゆる「学校司書」に関する制度上の比較」¹⁸を公開している。しかし、これは、2015年6月の学校図書館法改正により、第6条に学校司書が明文化¹⁹される以前であり、現在では一つの参考資料に留まる。

4.1 司書教諭、学校司書の職務位置

司書教諭は、学校図書館法第5条(司書教諭)に基づく職務であり、「学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かねばならない。」(第1項)という必置義務が法定されている。

また、司書教諭は、司書教諭講習を修了した教諭を充てる。すなわち、教諭として採用された教員で、かつ、司書教諭資格の保持者を充てる。

司書教諭は教員であり、「学校図書館を活用して教育指導全体のレベルアップを図る」²⁰役割を担う。

一方、学校司書は「学校図書館の管理運営という面で大変重たい役割を果たしている」²¹が、文部科学省の1997年の学校図書館法の一部改正に伴う通達では、「学校図書館担当の事務職員は、図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務に従事しているものであり、その役割は、司書教諭の役割とは別個のものである」²²としている。

この司書教諭と学校司書の基本的な位置づけは、2015年の学校図書館法の改正による第6条に学校司書が明記されたことを経ても、変化はないと

考える²³。

4.2 2014年学校図書館法改正に伴う通知

2014年7月、「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について(通知)」が、初等中等教育局長から出されている²⁴。2014年6月27日、学校図書館法の一部を改正する法律(法律第93号)が公布、2015年度より施行されることを受けての通知である。

この通知から、改正法の概要を抜粋で示す。

2. 改正法の概要

(1) 学校司書に関すること(第6条関係)

① 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(以下「学校司書」という。)を置くよう努めなければならないこととした。(第1項関係)

② 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第2項関係)

この改正法の第6条関係の中で、①は学校図書館へ専従の学校司書の配置を努力目標としたものである。また、②は国及び地方公共団体に対して、学校司書の研修の実施等の施策の努力義務を示したものである。

いずれも、努力義務であり規範力は弱い。

また、この通知は留意事項4点を付している。引用で示す²⁵。

3. 留意事項

(1) 学校司書の配置については、学校図書館における教育の充実の観点からこれまで自主的に取組が進められてきており、これを踏まえ、平成24年度より、地方交付税措置が講じられているところ。ついては、今回法改正が行われたことに鑑み、引き続き必要な学校司書の配置に努めるよう留意すること。

(2) 学校司書については、その資質能力の向

上等に努めることが必要であり、また、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要であること。

(3) 司書教諭については、平成9年の本法改正により、11学級以下の学校においては当分の間置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の職務の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保及びその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう引き続き努めること。

(4) 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

これらの留意事項の内、項番(1)は、学校司書の配置にかかる地方交付税措置についてである²⁶。

文部科学省ではこの予算を、「この予算規模は、1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置」と説明している²⁷。

この予算積算根拠は、2014年度の単位費用積算等から試算した標準施設規模1校当たりの所要額(単年度)である。ここで、標準施設規模とは、小学校においては児童数690人、学級数18学級であり、中学校においては生徒数600人、学級数15学級である²⁸。付言すれば、司書教諭の配置の12学級以上の規模の学校、という基準とは異なることに留意が必要である。

また、高等学校は対象となっていないことにも留意が必要である²⁹。

このような積算から導かれる学校司書に係る積算基礎/校は、次のようになる。

小学校(学校司書) 479千円

中学校(学校司書) 471千円

ここで「1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模」と合わせて考えると、仮に2校掛け持ち勤務として、単純には942千円～958千円/年となる。

仮に交通費等を捨象して計算をしても、時間単価1,000円としたら、約950時間/年間の勤務とな

り、「1 週当たり 30 時間」の勤務であれば 32 週程度の勤務となる。

読み替えれば³⁰、「1 週当たり 30 時間」の勤務とは、1 週当たり 5 日勤務とすれば、6 時間/週の勤務である。これでは、学校司書は朝にいない、放課後にいない、などということになる。

では、1 週当たり 4 日勤務でも積算しておこう。この場合は、7.5 時間/週勤務となる。ここで「おおむね 2 校に 1 名程度配置」ということを想起すれば、2 つの学校に 2 日/週勤務で、年間では 32 週程度の勤務であるから、月に 4 週勤務とすると 8 か月勤務である。

例えば、これで春休み等を挟んで、新学期の学校図書館の準備・整備が可能であろうか。地方公共団体による関係予算の独自加算措置が、強く求められる。

項番(2)は、「専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要」と述べたものであるが、こうした学校司書に対する労働処遇を基礎にして、「継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮」が可能であろうか³¹。

次の項番(3)は、11 学級以下の学校においても、司書教諭の配置促進の呼びかけ、項番(4)は、司書教諭の担当授業時数の軽減等の啓発である³²。

4.3 司書教諭と学校司書の職務分担

先に取り上げた文部科学省パンフレット「みんなで使おう！学校図書館」では、「学校図書館の運営は司書教諭と学校司書が協働して行います。」とし、両者の役割を次のように示している³³。

- ・司書教諭：学校図書館を活用した教育活動の企画等
- ・学校司書：日常の運営・管理、教育活動の支援等

そして、「学校図書館の運営の改善及び向上」として、

- ・開館時間の確保・授業での活用促進
- ・「心の居場所」・読書好きの増加

を掲げている。

しかし、司書教諭の学校図書館に携わる時間が週当たり平均 1 時間程度であることや、学校司書の勤務条件、労働条件等を勘案すると、厳しい現

実があることを認識せざるを得ない。

5. 現状 5 科目と学校司書モデルカリキュラムとの比較

現状の司書教諭講習の 5 科目各 2 単位は、1998 年の文部省令第 1 号(平成 10 年 3 月 18 日)をもって公布された。そしてこれを告知する。

「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について(通知)」が、初等中等教育局長によりだされている³⁴。

現在に司書教諭講習科目として実施されている 5 科目 10 単位については、この通知の「(別紙 2) 司書教諭の講習科目のねらいと内容」が示している³⁵。

5.1 司書教諭の講習科目のねらいと内容

司書教諭の講習科目(以下、「講習科目」)は、5 科目 10 単位である。順次に当該科目を取り上げ、学校司書のモデルカリキュラム(以下、「モデルカリキュラム」)のねらいと内容³⁶との比較を行う。

ただし、科目「学習指導と学校図書館」、及び、「読書と豊かな人間性」の 2 科目は、モデルカリキュラムにも同一の科目があるので、比較・検討から捨象する。

5.1.1 「学校経営と学校図書館」と「学校図書館概論」

司書教諭科目「学校経営と学校図書館」のねらいとその内容は以下である。

ねらい：学校図書館の教育的意義や経営など一般的事項についての理解を図る。

- 内容：1) 学校図書館の理念と教育的意義
2) 学校図書館の発展と課題
3) 教育行政と学校図書館
4) 学校図書館の経営(人、施設、資料、予算、評価等)
5) 司書教諭の役割と校内の協力体制、研修
6) 学校図書館メディアの選択と管理、提供
7) 学校図書館活動
8) 図書館の相互協力とネットワーク

一方、モデルカリキュラムの「学校図書館概論」のねらいとその内容は以下の通りである。

ねらい：学校図書館の教育的意義や学校司書の職務などの基本的事項についての理解を図る。

- 内容：1) 学校図書館の理念と教育的意義
2) 教育行政と学校図書館
3) 学校経営における学校図書館
4) 学校図書館の経営（人、資料、予算、評価等）
5) 学校図書館の施設・設備
6) 学校司書の職務（教育指導への支援を含む）と教職員との協働、研修
7) 学校図書館メディアの選択と管理、提供
8) 学校図書館活動
9) 図書館の相互協力とネットワーク

両者を比較すると、講習科目での「4）学校図書館の経営（人、施設、資料、予算、評価等）」が、モデルカリキュラムでは、「4）学校図書館の経営（人、資料、予算、評価等）」、及び、「5）学校図書館の施設・設備」と2つに分かれている。

また、講習科目では「5）司書教諭の役割と校内の協力体制、研修」が、モデルカリキュラムでは、「6）学校司書の職務（教育指導への支援を含む）と教職員との協働、研修」と、それぞれの役割に対応していることは妥当と考える。

なお、モデルカリキュラム側では、「学校図書館概論」は、司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」を履修した場合には、「学校図書館概論」を履修したものと読み替えることを可能とする。」旨の脚注がある。

講習科目「学校経営と学校図書館」については、論述の枠組みはそのまま、約20年間経過の中での内容更新が求められる。

5.1.2 「学校図書館メディアの構成」と「図書館情報資源概論」及び「情報資源組織論」

司書教諭科目「学校図書館メディアの構成」のねらいとその内容は以下である。

ねらい：学校図書館メディアの構成に関する理解及び実務能力の育成を図る。

- 内容：1) 学校図書館メディアの種類と特性
2) 学校図書館メディアの選択と構成

- 3) 学校図書館メディアの組織化
・分類の意義と機能、日本十進分類法等の解説
・件名標目表の解説
・目録の意義と機能、日本目録規則の解説
・目録の機械化
4) 多様な学習環境と学校図書館メディアの配置

一方、モデルカリキュラムの「図書館情報資源概論」のねらいとその内容は以下の通りである。

ねらい：印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源について、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存、図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する。

- 内容：1) 印刷資料・非印刷資料の類型と特質（図書・雑誌・新聞、主要な一次・二次資料、資料の歴史を含む）
2) 電子資料、ネットワーク情報資源の類型と特質
3) 地域資料、行政資料（政府刊行物）、灰色文献
4) 情報資源の生産（出版）と流通（主な出版者に関する基本的知識を含む）
5) 図書館業務と情報資源に関する知識（主な著者に関する基本的知識を含む）
6) コレクション形成の理論（資料の選択・収集・評価）
7) コレクション形成の方法（選択ツールの利用、選定・評価）
8) 人文・社会科学分野の情報資源とその特性
9) 科学技術分野、生活分野の情報資源とその特性
10) 資料の受入・除籍・保存・管理（装備・補修・排架・展示・点検等を含む）

また、モデルカリキュラムの「情報資源組織論」のねらいとその内容は以下の通りである。

ねらい：印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源の組織化の理論と技術について、書誌コントロール、書誌記述法、主題分析、メタデータ、書誌データ

の活用法等を解説する。

- 内容：1) 情報資源組織化の意義と理論
2) 書誌コントロールと標準化
3) 書誌記述法（主要な書誌記述規則）
4) 主題分析の意義と考え方
5) 主題分析と分類法（主要な分類法）
6) 主題分析と索引法（主要な統制語彙）
7) 書誌情報の作成と流通（MARC、書誌ユーティリティ）
8) 書誌情報の提供（OPAC の管理と運用）
9) ネットワーク情報資源の組織化とメタデータ
10) 多様な情報資源の組織化（地域資料、行政資料等）

いわゆるテクニカルサービスと称される科目群であり、長らく従来の観点では図書館資料論、及び、資料組織論であった。社会情報環境の変化に伴い、非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源をも包含するジャンルへと拡張している。

また、学校司書の「情報資源組織論」では、書誌コントロールと標準化、書誌情報の作成と流通、OPAC の管理と運用、ネットワーク情報資源の組織化とメタデータなどの新しい枠組み、概念が展開されており、「学校図書館メディアの構成」において色濃かった整理技術の影が、一つ進展している。

なお、学校司書の「図書館情報資源概論」、「情報資源組織論」は、共に公共図書館の司書課程科目と共通科目である。また、学校司書にはさらに演習科目「情報資源組織演習」があるが、これも司書課程科目との共通科目であり、主として学校図書館の実務を担う学校司書の養成に目配りのある科目編成となっている。

以上を総合すると、「学校図書館メディアの構成」においては、ネットワーク情報資源等へも拡張した情報資源への目配り、書誌コントロール、OPAC、メタデータなどの新しい枠組みの取り込みが必要であろう。

5.1.3 「情報メディアの活用」と「学校図書館情報サービス論」、「図書館情報技術論」

司書教諭科目「情報メディアの活用」のねらい

とその内容は以下である。

ねらい：学校図書館における多様な情報メディアの特性と活用方法の理解を図る。

- 内容：1) 高度情報社会と人間（情報メディアの発達と変化を含む）
2) 情報メディアの特性と選択
3) 視聴覚メディアの活用
4) コンピュータの活用
・教育用ソフトウェアの活用
・データベースと情報検索
・インターネットによる情報検索と発信
5) 学校図書館メディアと著作権

一方、モデルカリキュラムの「学校図書館情報サービス論」のねらいとその内容は以下の通りである。

ねらい：情報サービスの種類や各種情報源の特性の理解を図るとともに、必要に応じて演習を行い、児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力の育成を図る。

- 内容：1) 学校図書館における情報サービスの意義
2) 情報サービスの理論と実際（種類、プロセス、情報検索）
3) レファレンスコレクションの整備（参考資料、地域資料、ファイル資料、二次資料、各種資料リスト、パスファインダー、リンク集）
4) 各種情報源の比較と評価（児童生徒の発達段階を踏まえる）
5) 児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応
6) 情報サービスの提供による探究的な学習の支援
7) 情報サービスと著作権

また、モデルカリキュラムの「図書館情報技術論」のねらいとその内容は以下の通りである。

ねらい：図書館業務に必要な基礎的な情報技術を修得するために、コンピュータ等の基礎、図書館業務システム、データベース、検索エンジン、電子資料、コンピュータシステム等について解説し、必要に応じて演習を行う。

- 内容：1) コンピュータとネットワークの基礎
2) 情報技術と社会

- 3) 図書館における情報技術活用の現状
- 4) 図書館業務システムの仕組み(ホームページによる情報の発信を含む)
- 5) データベースの仕組み
- 6) 検索エンジンの仕組み
- 7) 電子資料の管理技術
- 8) コンピュータシステムの管理(ネットワークセキュリティ, ソフトウェア及びデータ管理を含む)
- 9) デジタルアーカイブ
- 10) 最新の情報技術と図書館

講習科目とモデルカリキュラムを比較すると1998年制定の講習科目と2016年決定のモデルカリキュラムとの時代の差異、変化が如実に表れている部分である。

講習科目「情報メディアの活用」については、今日的な情報メディア環境を踏まえた不断の教育内容の見直しが求められる。

また、「図書館情報技術論」においても、情報メディア環境は刻々と姿を変え、新しい技術、新しいサービスが登場し、定着・消滅する目まぐるしい環境である。

なお、「学校図書館情報サービス論」は学校司書独自の科目であり³⁷、「図書館情報技術論」は司書科目との共通科目であり、両科目共に、情報メディア環境の変容を大きく受ける科目群と言える。情報の環境の変化に対応した不断の見直しが必要であろう。

なお、本節での検討においては、講習科目の外構造である5科目10単位の仕組みは所与のこととした。枠組みを外した議論の拡散を避けるためである。

6. 司書教諭養成制度を考える

現在、司書教諭養成の制度は2種類がある。第1は、年度単位で委嘱・実施されている文部科学省委嘱司書教諭講習である。学校図書館司書教諭講習規程³⁸に根拠を持つ。講習実施機関、その他実施の細目は、原則として毎年官報で告示される。

単位修得の認定は講習実施機関が行い、文部科学省に報告を行い、文部科学大臣は5科目10単位を修得した者に対して講習の修了証書を与える。

通常は、夏期講習として集中講義方式で実施されており、受講者の大多数は現職の教員である³⁹。

なお、委嘱講習なので科目担当の講師謝金、会場費、その他事務費等は文部科学省が負担する⁴⁰。

第2は、司書教諭講習規程に準拠して、大学等の司書教諭課程を履修し、教員免許状の取得を前提条件として、司書教諭としての資格を得る制度である。科目数・単位は、司書教諭講習と同じである。司書教諭課程は、夏期の短期集中講義に限らず、通年あるいは複数年に渡って大学の学期中に開講されることがある。該当する大学の学部生・院生・科目等履修生が受講者となる。

ただし、司書教諭課程の5科目10単位を取得した大学を通じて、次年度に近隣の司書教諭講習の開催事務局に対して、司書教諭講習への「書類参加」手続きを踏む必要がある。ここで、「書類参加」手続きとは、形式上では司書教諭講習に参加したかの読み替え措置である。

6.1 司書教諭講習と司書教諭課程

現在の司書教諭養成の姿は、司書教諭講習の主であり、司書教諭課程が従である。

ここで2018年度司書教諭講習実施機関について取り上げておく。

文部科学省は、学校図書館司書教諭講習実施要項(平成30年度)を公開している⁴¹。

この告示には「別表1 講習実施機関」の一覧があるが⁴²、39実施機関の内、ただ一つ山口県教育庁義務教育課のみが、実施主体が大学以外であり、他の38実施機関はすべて大学である。

一方、この38大学を調査すると、大学自身が司書教諭課程を開講しているかどうか、取得できる資格やシラバスからウェブサイト上で確認できるのは26機関である。

また、文部科学省の「平成28年度学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開講等に係る実施予定状況一覧」があるが⁴³、同年度に5科目のうち1科目以上開講している大学・短大は、216機関である。同じ年度の比較のため「学校図書館司書教諭講習実施要項(平成28年度)」⁴⁴の「別表1 講習実施機関」を参照すると⁴⁵、講習として実施したのは44機関である。

なお、司書教諭課程での単位修得者は、卒業の

次年度に大学等の司書教諭講習実施機関に対して、司書教諭講習への「書類参加」という不思議な手続きを行い、当該司書教諭講習実施機関の当該年度での10単位修得者と共に、文部科学省に報告を経て、「講習の修了証書」が付与される。

なお、在学中に単位を取得し、教員採用試験において学校図書館司書教諭の修了証書を保持する受験生に対しては加点する自治体があるとされている。例えば、八洲学園大学の「「司書教諭」資格保持者に加点する自治体について（2018年7月調べ）」に一覧がある⁴⁶。しかし、著者において個々の自治体についての確認はしていない。

以上を総括すると、実態的には司書教諭の養成は、大学等における司書教諭課程が大多数を担っていると考えられる。

6.2 司書教諭講習規定の改正の必要性

1953年8月に学校図書館法が成立し、第5条において司書教諭の必置が記された。しかし、司書教諭そのものが存在しない状況にあって、附則において「当分の間、置かないことができる」という猶予規定を置き、並行して同じ1953年8月に文部省令第21号として、学校図書館司書教諭講習規程を定め、司書教諭の資格取得者生み出しのために委嘱講習を開始した。

しかし、先に見たように現在では少なくとも量的には、司書教諭課程での教育が主、司書講習での修了が従となっている。

また現職教員においても、少なからず通信制や放送大学等でも司書教諭の資格取得に資する科目の受講が可能である。

現実に委嘱司書教諭講習が2018年度においては39機関で実施されているということは、47都道府県を網羅していない。

集中講義方式であるので、一般に4コマ/日として1科目/4日の講習である。5科目すべてを講習で修得するには、延べ20日間の集中講義の受講が必要となる。

参加者の労力、日時等負担、本務校での勤務状況等を勘案すれば複数年に渡る計画的な受講が必要となる。委嘱司書教諭講習自体の継続の必要性を改めて見直すことが必要ではないだろうか。

なお、この時には、学校図書館法第5条の2項、

3項、4項の司書教諭講習の規定、及び、それに基づく文部科学省令「学校図書館司書教諭講習規程」の見直しも必要となる。

7. さいごに

本稿では、1998年3月の司書教諭講習規定の改正により1999年度より実施されてきた講習科目、5科目10単位について、委嘱司書教諭講習の歴史的経緯等に目配りを行うと共に、「学校司書のモデルカリキュラム」との比較等を進めながら、その今日的なあるべき姿を探った。

なお、文中では年号については引用を除き、西暦表記で統一した。

また、日本図書館協会は第104回全国図書館大会東京大会を、10月19日~10月20日に開催する。

第6分科会図書館情報学教育部会は、10月20日午後に、テーマ「新たな司書教諭養成教育—学校司書モデルカリキュラムを踏まえて」を開催する⁴⁷。

活発な論議、情報交換等を期待したい。

引用文献

- 1 文部科学省「学校図書館司書教諭講習規程」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2015/08/05/1360328_01.pdf [確認:2018年8月15日]
- 2 2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会 最終まとめ」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/_icsFiles/afiedfile/2016/07/29/1375100_01_1_1.pdf [確認:2018年8月15日]
- 3 文部科学省「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/1375100.htm [確認:2018年8月15日]
- 4 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議最終まとめ
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2017/01/27/1380531_001.pdf
[確認:2018年8月15日]
- 5 学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/12/13/1388920_1.pdf [確認:2018年8月15日]
- 6 学校のICT環境整備に係る新たな地方財政措置
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2018/07/20/1407394_4_1.pdf
[確認:2018年8月15日]
- 7 サーバとサーバーの表記が混同しているが、引用元の表記のままとした。
- 8 文部科学省「第3期教育振興基本計画を踏まえた、新学習指導要領実施に向けての学校のICT環境整備の推進について(通知)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouho/detail/1407394.htm [確認:2018年8月15日]
- 9 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査結果」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1360318.htm [確認:2018年8月15日]
- 10 その時々々の政策課題を受けて、調査項目の追加を行っているようであるが、この点については調査報告の冒頭部分で、追加項目とその追加事由を明示することが望まれる。

11 ここでの、主幹教諭には、養護又は栄養の指導及び管理を掌る主幹教諭を除く。

12 ()内の字句の意味を解しにくいのが、次のように理解すればよい。

高等学校には全日制・定時制・通信制の課程が存在する。学校図書館法では、高等学校の課程を区別せずに一つの学校として規定しており、課程ごとの学級数の合計が12学級以上の学校には司書教諭を置かねばならない。

通信制の課程がある高等学校においては、通信制の課程の生徒数を300で除して得た数(1未満は切り上げ)を、全日制・定時制の学級数に加えて判定する。

なお、学校図書館では分校について規定していないので、本校と一体として学級数を扱うことになる。

13 ただし、1953年8月8日に学校図書館法が成立し、1954年4月1日から施行されたが、成立時の附則第2項に次の「司書教諭設置の特例」が付記され、今回、1997年の学校図書館法の改正に伴う同「司書教諭設置の特例」が改められるまでは、「当分の間」という事態が40数年に渡って続いた歴史を忘れてはならない。

14 文初小第80号
平成10年3月18日

各国公市立大学学長

放送大学長

各都道府県教育委員会 殿

各都道府県知事

国立久里浜養護学校長

文部省初等中等教育局長

辻村 哲夫

「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について(通知)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327076.htm [確認:2018年8月15日]

15 前掲14)

「1 改正省令の概要等(1) 受講資格に関する事項(第2条関係)」(抜粋)

なお、大学在学中に学生が講習修了に必要な全科目の単位を司書教諭講習で修得した場合、修了証書の効力は、その者が学校の教諭の免許状を取得した時点から生じるものであることに留意すること。

なお、大学の司書教諭課程において、司書教諭課程科目5科目10単位を取得した場合は、取得

年度の次年度に、司書教諭講習開催の事務局に対して、当該大学から一括して司書教諭講習への「書類参加手続き」を行い、当該年度の司書教諭講習の報告(参加者所属、氏名等、科目ごとの出席簿、科目ごとの成績報告等)と共に、文部科学省に書類提出を行う。

これに基づいて、文部科学大臣が修了証書を交付する。

16 前掲 14)

実務経験による単位経過措置に関する事項は、大きく 2 種類あった。

(1) 新規司書教諭講習科目の取得見なし

・昭和 24 年 4 月 1 日以降、学校において 2 年以上良好な成績で司書教諭に相当する職務に従事した旨の所轄庁の証明を有する者

「学習指導と学校図書館」、「読書と豊かな人間性」、「情報メディアの活用」の 3 科目を免除。

・昭和 24 年 4 月 1 日以降、学校において 4 年以上良好な成績で司書教諭に相当する職務に従事した旨の所轄庁の証明を有する者

17 「子どもの読書活動サポーターズ会議 第 10 回概要」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/1282768.htm

【確認：2018 年 8 月 15 日】

18 資料 6 「司書教諭及びいわゆる「学校司書」に関する制度上の比較」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/1282905.htm

【確認：2018 年 8 月 15 日】

19 学校図書館法 平成 27 年 6 月 24 日法律第 46 号

(学校司書)

第 6 条 学校には、前条第 1 項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

② 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

20 平成 9 年 5 月 8 日参議院文教委員会第 10 号。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/140/1170/14005081170010a.html>

【確認：2018 年 8 月 15 日】

21 前掲 20)

22 学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について (通知)

文初小第 447 号 平成 9 年 6 月 11 日

附属学校を置く各国立大学長

各都道府県教育委員会 殿

各都道府県知事

国立久里浜養護学校長

文部省初等中等教育局長

辻村 哲夫

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusho/hourei/cont_001/012.htm

【確認：2018 年 8 月 15 日】

23 司書教諭と学校司書の 2 職をめぐっての動向、論議には、戦後の長い歴史がある。例えば、次の文献を参照。

・中村百合子 [ほか] 編著『図書館情報学教育の戦後史：資料が語る専門職養成制度の展開』ミネルヴァ書房, 2015.3.

・米谷優子「動向レビュー 学校図書館専門職関連施策の動向と課題-2014 年法改正を中心に-」『カレントアウェアネス』NO.332, 2017.6, p.20-25.

24 学校図書館法の一部を改正する法律の公布について (通知)

26 文科初第 522 号

平成 26 年 7 月 29 日

各都道府県教育委員会

各指定都市教育委員会

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を

所轄する構造改革特別区域法第 12 条

第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1360206.htm

【確認：2018 年 8 月 15 日】

25 前掲 24)

26 新しい「学校図書館図書整備等 5 か年計画」が、平成 29 年度からスタートします。

学校司書の配置

単年度約 30 億円(総額約 150 億円)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/22/1360321_4.pdf 【確認：2018 年 8 月 15 日】

27 「みんなで作ろう！学校図書館」

「この予算規模は、1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/fieldfile/2017/03/17/1360321_1.pdf [確認:2018年8月15日]

²⁸ ただし、基準財政需要額(一般財源ベースでの歳出規模)の算定に用いる測定単位の学級数は、義務標準法に規定する学級編成の標準により算出したものである。なお、実際の基準財政需要額算定の際は、寒冷補正(暖房費や除雪費等の増加需要)など、測定単位の数値を割り増しする補正がある。前掲27)。

²⁹ 学校図書館に係る地方交付税措置は、

- (1) 学校司書に係る措置
- (2) 蔵書・新聞に係る措置

共に、高等学校は対象外である。昨今の教育無償化政策の「無茶ぶり」とも言える推進の狭間に、高等学校の学校図書館は置かれている。

³⁰ ちなみに、平成29年度地域別最低賃金改定状況[厚生労働省]によれば、近畿圏の2府4県では、滋賀県813円、京都府856円、大阪府909円、兵庫県844円、奈良県786円、和歌山県777円である。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/ [確認:2018年8月15日]

また、例えば、近畿圏の政令指定都市である大阪市、神戸市、堺市等の学校司書募集状況等については、次を参照。

川瀬綾子、北克一「大阪市の「学校図書館活用推進事業」の検討」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015, p.135-148.

³¹ 一方、当該予算は一般的地方交付税措置であるので、地方公共団体において関係の予算措置がなければ執行がされない。

文部科学省では、例えばパンフレット「みんなで使おう！学校図書館」において、「予算要求のフロー」を取り上げ、「学校現場での整理、状況報告」→「教育委員会内での整理」→「総合教育会議における協議・調整」→予算要求、という一般的な予算立案へのフローを示し、地方公共団体財政局等の理解を得る必要性を喚起している。

³² 前掲27)「みんなで使おう！学校図書館」では、「司書教諭が学校図書館に係る業務に携わっているのは平均週1時間程度」としている。

この実態では、司書教諭は名義だけの配置に留

まる。

³³ 前掲27)

³⁴ 前掲14)

³⁵ (別紙2) 司書教諭の講習科目のねらいと内容

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327211.htm [確認:2018年8月15日]

³⁶ 別添2「学校司書のモデルカリキュラム」中の「学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/fieldfile/2016/12/19/1380597_01_1.pdf [確認:2018年8月15日]

³⁷ 厳密には、「学校図書館情報サービス論」は、別添「学校司書のモデルカリキュラム」脚注として、*「学校図書館情報サービス論」は、司書資格の科目「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容の内、1)、5)、6)の内容を含んだ科目として、この2科目を履修した場合には、「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とする。」という、回りくどい読み替え条件が付されている。

なお、「1)、5)、6)の内容を含んだ科目」の意味は、シラバス等においてその旨が、明確に記述されている必要がある。

³⁸ 「学校図書館司書教諭講習規程」昭和29.8.6 文部省令第21号 改正平成19.3.30 文部科学省令第5号。

³⁹ ただし、「学校図書館司書教諭講習規程」の第2条(受講資格)に「大学に2年以上在学する学生で62単位以上修得した者」も受講資格があることから、一部で現役の学生も受講している。これらの者は、所属大学において司書教諭課程が存在しない、又は、カリキュラム上の制約で当該科目の履修が困難である者と推測される。

⁴⁰ 端的に述べれば、学校図書館法第5条で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」との原則必置義務から、養成のため司書教諭講習の実施が始まったと考えられる。

⁴¹ 学校図書館司書教諭講習実施要項(平成30年度)

文部科学省告示第百十二号
平成三十年五月二十四日
文部科学大臣 林 芳正

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1404852.htm [確認:2018年8月15日]

42 「別表1 講習実施機関」(平成30年度)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1404852_01.pdf

[確認:2018年8月15日]

[確認:2018年8月15日]

[受理:2018年8月20日]

43 「平成28年度学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開講等に係る実施予定状況一覧」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/_icsFiles/afieldfile/2016/02/08/1349638_01_1.pdf [確認:2018年8月15日]

44 「学校図書館司書教諭講習実施要項(平成28年度)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1371153.htm [確認:2018年8月15日]

45 「別表1 講習実施機関」(平成28年度)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afieldfile/2016/05/27/1371153_01.pdf

[確認:2018年8月15日]

46 八洲学園大学の「「司書教諭」資格保持者に加点する自治体について(2018年7月調べ)」

<https://www.yashima.ac.jp/univ/news/2018/07/20187.html> [確認:2018年8月15日]

47 10月20日(土)午後

会場:国立オリンピック記念青少年総合センター
第6分科会 図書館情報学教育

テーマ:新たな司書教諭養成教育ー学校司書モデルカリキュラムを踏まえて

2016年、文部科学省は「学校図書館ガイドライン」及び「学校司書モデルカリキュラム」を示した。それに伴い、いくつかの大学でモデルカリキュラムに準拠した学校司書養成が開始されている。一方で、全国約200の大学では司書教諭が養成されている。

司書教諭は学校図書館法で必置とされているため、学校司書と2職種併置の状態となっている。司書教諭の養成課程を規定した「学校図書館司書教諭講習規程」は1998年に改定されて以降、科目・単位数の変更は行われていない。

そこで、改正後20年となる今年の分科会では、こうした新たな状況の変化を踏まえて、司書教諭養成の新たなあり方を探っていきたい。

基調報告:平久江祐司(筑波大学教授)

学校図書館をめぐる近年の状況と職員養成
報告:野口武悟(専修大学教授)

学校図書館職員養成の課題(仮)

報告:河西由美子(鶴見大学教授)

諸外国の学校図書館職員養成の動向

http://jla-conf.info/104th_tokyo/